

第五回國會 運輸委員會會議錄 第十六号

昭和二十四年五月十一日(水曜日)

午後四時三十三分開議

出席委員

委員長 稻田 直道君

理事 大澤嘉平治君

理事 岡村利右衛門君

理事 關谷 勝利君

理事 佐々木更三君

理事 田中 堯平君

理事 松井 豊吉君

理事 鈴木 明良君

理事 松本 一郎君

理事 柄澤之丞子君

理事 出府政府委員

運輸政務次官 坂田 道太君

運輸政務次官 加藤常太郎君

運輸事務官 (大臣官房長) 芥川 治君

運輸事務官 (大臣官房考査室長) 足羽 則之君

運輸事務官 (海運總局海運局長) 岡田 修一君

運輸事務官 (海上保安廳長官) 大久保武雄君

運輸事務官 委員外の出席者

運輸事務官 荒木茂久二君

衆議院法制局長 入江 俊郎君

專門員 岩村 勝君

專門員 堀 正成君

五月十日

委員 岡西明貞君

委員 平澤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

欠として淺香忠雄君が議長の指名で委員に選任された。

五月十日

委員 尾崎末吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

委員 佐藤長吉君

金光義邦君紹介(第一五二八号)

伊東線電車化に関する請願(田中堯平君外二名紹介)(第一五四〇号)

米澤、喜多方間國營自動車運輸開始並びに野岩羽線全通促進の請願(大和田義榮君外二名紹介)(第一五四一五号)

南武線並びに鶴見線拂下反対の請願(春日正一君外三名紹介)(第一五五一号)

阪和線拂下反対の請願(田中堯平君外二名紹介)(第一五五二号)

買収鉄道引継職員退職金制度改正に関する請願(林百郎君紹介)(第一五五六号)

鶴見線拂下反対の請願(門司亮君紹介)(第一五七六号)

の審査を本委員会に付託された。

五月九日

大島線拂下反対の陳情書(山口縣大島郡油田村長石崎通弘外九十七名)(第三一九号)

阪和線拂下反対の陳情書(堺市議會議長辻尾義正)(第三二七号)

國營自動車拂下反対の陳情書外一件(北海道足寄郡足寄村會議長久彌田繁次郎外十二名)(第三二九号)

阪和線拂下反対の陳情書(堺市民大會議長辻尾義正)(第三三五号)

谷田川、川東両駅間に停車場新設の陳情書(福島縣議會會長大竹作摩)(第三四三三号)

國營自動車拂下反対の陳情書(北海道磯谷郡南尻別村長高松千代松)(第三五〇号)

入幡浜港湾修築工事継続施行の陳情書(八幡浜市長菊池清治外四名)(第三五八号)

同月十日

近城線拂下反対の陳情書(滋賀縣甲賀郡信樂町長北村半次外十九名)(第三八五号)

國營自動車拂下反対の陳情書(北海道厚岸郡濱中村長坂田重藏)(第三八六号)

同(京都府船井郡三の宮字妙樂寺松井弘)(第三八七号)

國營自動車拂下反対の陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目四番地日本交通協會内日本乗合自動車協會)(第三八八号)

富山市に富山管理部設置の陳情書(富山市議會議長京田清藏)(第三八九号)

高山線電化に関する陳情書(富山市議會議長京田清藏)(第三九〇号)

國營自動車拂下反対の陳情書(北海道島牧郡東島牧村會議議長藤田寅之助外十四名)(第四〇四号)

同(北海道廣尾郡大樹村長高橋新市)(第四〇九号)

長野縣下野有鉄道局を一局に統合の陳情書(長野縣北佐久郡岩村田町長阿部良太郎外一名)(第四一〇号)

阪和線拂下反対の陳情書(和歌山縣田辺市長小森嘉一外十名)(第四一七号)

熊野線拂下反対の陳情書外一件(和歌山縣西牟婁郡鮎川村長櫻原扇一郎外三名)(第四二三号)

片町線電化の陳情書(片町線電化期成同盟委員富井進一)(第四二四号)

大子町豊浦町間國營自動車延長の陳情書(茨城縣大子町豊浦町間省營バス延長期成同盟會長宮田重文)(第四三三三号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案(内閣提出第一九一号)

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(參議院送付)

造船法案(内閣提出第一二六号)

運輸省の機構改革に関する件

○稲田委員長 これより會議を開きます。

昨日付託されました船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案を議題といたし、審査を進めます。

まず政府の提案理由の説明を求めます。

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案

第一條 船舶運営会が雇用する船員であつて、船舶運航管理令(昭和二十四年政令第二十六号)第十三條の規定に基く船舶運営会と船舶所有者との間の期間より船契約の締結に伴い、昭和二十四年四月一日から昭和

第一類第十三号 運輸委員會會議錄

第十六号 昭和二十四年五月十一日

二十五三年三月三十一日までの間に船
船運管会を退職し、直ちに船舶所有
者に雇用されるもの(以下「船員」と
いう)に対しては、船舶運管会は、
当該船員が昭和二十二年四月一日以
降船舶運管会に在職した期間(以下
「在職期間」という)に対する退職手
当(以下「退職手当」という)を直接
支給しないで、別表の基準により船
員ごとに算出した退職手当を合算し
た金額を、昭和二十四年度予算の成
立後滞滞なく当該船舶所有者に交付
するものとする。但し、船員法(昭
和二十二年法律第百号)第四百十六
條の規定による雇止手当の支給は、
この限りでない。

2 前項の規定により船舶運管会が船
船所有者に交付する金額を合算した
総額は、四億五千万円をこえること
ができない。

3 船舶運管会が第一項の規定により
船舶所有者に退職手当を合算した金
額を交付したときは、退職手当に関
し船員に対して負う一切の債務は、
消滅するものとする。

第二條 前條第一項の船舶所有者と船
員との間の雇用契約が解除され、又
は終了したときは、当該船舶所有者
は、船員に対し少くとも別表の基準
により算出した金額を交付しなければ
ならない。

第三條 船舶所有者は、第一條第一項
の規定により交付を受けた金額を前
條の目的以外の目的で使用してはな
らない。

2 船舶所有者は、第一條第一項の規
定により船舶運管会から交付を受け
た金額について、利子その他の金銭
上の利益が生じたときは、当該利益

金と船員の福利厚生施設その他運輸
大臣の指定する用途に使用しなけれ
ばならない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、
昭和二十四年四月一日から適用す
る。

別表

一 在職期間一年未満の船員

船舶運管会を退職した日において当
該船員が乗船中に受けるべき一箇月
当りの給与総額から雑手当を控除し
た(額以下「給与額」という)の百
分の五十

二 在職期間一年以上二年未満の船員

給与額の百分の百

三 在職期間二年以上の船員

給与額の百分の二百

○坂田政府委員 船舶運管会の船員の

退職手当に関する交付金を船舶所有者
に交付する法律案につきまして、御説
明を申し上げます。

昨年九月二日総司令部の指令により
まして、従来から行われておりました
ところの、船舶の國家使用制度が、本
年一月二十六日に公布されました船
運航管理令によりまして、本年四月一
日から定期用船制度に切りかえられま
したので、在外邦人の帰還輸送及び米
國貨與船による占領軍關係物資の輸送
業務に従事する船員を除く、すべての
船員が、船舶運管会を退職して、ただ
ちに船舶所有者に雇用され、または雇
用されるに至るのでありますから、こ
れらの船員の船舶運管会に在職した期
間に対応する退職手当を、退職のとき
に支給いたすべきであります。この
制度の切りかえによりまして、船員は

ただちに失業することにはなりません
ず、船舶所有者の退職手当に通算され
るべき性質のものであります。従いま
して、船舶運管会は、この際当該船員
に退職手当を支給いたしません。その
かわりにこの退職手当に充てるべき金
額を、当該船員の雇入する各船舶所有
者に、それぞれ交付しておきます。こ
れらの船舶が、他日船舶所有者との
間の雇用関係が消滅したときに、船舶
所有者が、この船員の船舶運管会の在
職期間に対応する退職金を、当該船員
に交付することに、法律をもつて規定
するようになり、関係方面から指示を受け
たのであります。

なお、本年度の政府關係機關の予算
総則におきましても、船舶運管会の收
支予算の別冊甲号に、この趣旨を受け
まして、法律において別に定める準則
に従つて支出しなければならぬ。と
規定されておるのであります。

一、定期用船制への切りかえによ

り、船舶所有者に雇用される船舶運管
会船員に対し、船舶運管会は、直接退
職手当を支給せず、予算に計上された
四億五千万円の範囲内において、船舶
所有者に対し、この法律に定める基準
により算出した退職手当の額を合算し
た額に相当する金額を交付すること。

二、船舶所有者と船員との間の雇用
契約が解除され、または終了したと
き、船舶所有者は、船員に、少くとも
この法律に定める基準により算出した
金額を交付しなければならぬこと。

三、船舶所有者は、船舶運管会から
受けた交付金を、右の目的以外の目的
に使用してはならないこと。

四、船舶所有者は、船舶運管会から

受けた交付金について、利子その他の
金銭上の利益が生じたときは、その利
益金を船員の福利厚生施設等に使用し
なければならぬこと等の必要な規定
を設けんとするものであります。

本法律案の要旨については、以上申
し述べました通りであります。何とぞ
慎重御審議の上、御可決あらんことを
切望いたします。

○稲田委員長

これより質疑に入りま
す。質疑のおありの方は、発言を許し
ます。

○關谷委員 この法案は当然なすべき
ことを規定して、法文化しただけであ
りまけので、質疑の余地もないと考え
られます。本案の裏づけとなりま
す。この際討論を省略いたしました
ただちに採決をせられんことを望みま
す。

○稲田委員長 たいま関谷君の動議
がありましたが、ちよつとあとまわし
にして、柄沢君に質疑を許します。

○柄沢委員 船員の生活は非常に逼迫
しております。皆様方も御承知のよ
うに、昨年ストライキが行われたよう
な状態でございます。そしてこれは船
員の要求を決して満足させるものでは
ないのでございまして、非常に現在も
生活の窮迫のために苦しんでおるの
でございます。失業のおそれがないとい
うようなことではございませぬけれど
も、私どもに陳情されております船員から
のいろ／＼な情報によりまして、今度
の大きな変革によりまして、相当生活
の不安におびえているというところで
ございます。でありますから、今度きめ
られましたところの四億五千万円の手
当につきましても、これは船員にとり

ましては、生きることの保障されてい
ない生活に、直接響く、かわいた土に水
を與えられるような氣持で、待ち望ん
でいるのではなからうかと思つてござ
います。従いまして、審議する余地
がないというふうなお考えは、これは
生殺に苦勞のないところの人の言うこ
とでございまして、船員にとりまして
は、当然船員の退職資金は、今の生活
に直接にこれは支えらるべきものだろ
うという期待を持つて待ち望んでい
ると思つてございまして、ですから、こ
れは納得することのできる正当な理由
なり、裏づけがございませぬ限り、こ
の資金がただちに船舶所有者に交付さ
れて、しかも自分たちがいつ退職する
かわからない、その退職するときでな
ければ、交付してもらえないというよ
うな條件で出されまことにございま
しては、私どももいたしまして、納得
ができかねるのでございまして、四億
五千万円ほどのくらの船員に對し
て、どのくらの割合で割当てられ
ておりますのか、一應御答弁願いた
いと思つてございまして。

○岡田修政府委員 たいま御質問の
ありました点でございまして、今回の
規定の切りかえによりまして、船員は
今までの職場はそのまま保存されてお
るのであります。ただ雇用主がかわつ
ただけでございまして、これによつて
特に生活の不安が生じたとは考えられ
ないのでございまして。なおその際、
船員法に規定されております一箇月
分の雇い止め手当が、船員に支給され
ておるのであります。ここに書いてあ
りますのは、その一箇月の雇い止め
手当以外の退職手当でございまして、二つ

○入江法制局長 当委員会御審議中の造船法案につきまして、最近関係方面から私にこういう点を修正してみたらどうであろうかという参考意見の提示がございまして、これを委員会の方にもしかるべく伝えるようにということとでございますので、申し上げたいと思っております。もちろんこれは関係方面としては、当委員会において自由に御判断の上、採用する、しないをおきめ願つていいのだけれども、ただ参考として傳えたいから、十分自主的に審議してもらいたい、こういう趣旨でございますので、その趣旨をお聞きを願いたいと思っております。

大体その意見の根本は、國民の権利義務に關係あることを、行政官廳が專断で行うというふうな規定はできるだけ避けて、各種の要件を法律に書け。これは造船法のみならず、ほかの方面についても、そういう参考意見の提示があつたのですけれども、造船法につきましては各條とも見ますと、運輸大臣の権限が非常に廣く書いてあります、法律上その要件がきつめてはつきりしておらぬ。こういうことではどうも權利保護の上に適當でないではないか。それゆゑに、できるならば法律の中で適當な條件等を書き加えて、この運用を公正なものにして行きたい、こういう主張であります。これはこの法律の二條、三條あるいは四條一項、五條七項、十二條ないし十五條、十七條というところの、いろいろな條文等についてその意見の提示があるのであります。私の個人的意見といひますか、法律の見解といひましては、それができればもちろんけつこうなことである。しかし造船法の現在の段階に

おいて、そういう事項を詳しく書くことが、はたして可能かどうかは、十分事態に即して考へる必要があるということ、それからかえつてここに書いてしまふことが、この法律の円滑な運用が期せられないことになつても困るといふ点もあるもので、これらの処分をする場合には、何か民主的な委員会とか、あるいは公聴会とかいふものを総するやうな道を、この法律の中に入れるのが一つの方法ではないかと、こう思ふのであります。一應それだけを御報告申し上げまして、当委員会の審議の御対考に供したいと思ひます。

○松本(一)委員 ちよつと法制局長にお伺ひいたします。大体向うの方の意向は何條と何條ですか、もう一度伺ひたい。

○入江法制局長 二條、三條、それから四條、五條七項、それから十二條ないし十七條、その中で十六條は入つておりません。ですから十二條ないし十五條、十七條、こういう條文を指摘してお話がありました、その條文は重要なものの例であつて、必ずしもその條文にこだわることはないといふことは、お含み願ひたいと思ひます。

○満尾委員 また話はちよつともどります、これは法制の方の部長さんにお伺ひします。運輸省設置法の民自党の修正案の中で、第四條の四十一号を御修正いただいたのは非常にけつこうでありましたけれども、関係條文が二十八條の七号と五十一條の十号にございまして、この方は「家用自動車の使用の調整に關すること」とありまして、四條の四十一号が「調整すること」といふ切りましたのと比べまして、その表現にある含みがあるのであります

が、ただいまの修正案の中で四十一号だけ直しまして、あと二十八條七号、五十一條十号に手を触れなくても、大體改正の精神は透徹するものでありまするかどうか、教えていただきたいと思ひます。

○鷗島委員 ただいまの御質問でございますが、運輸省全体の権限のところの第四條の規定におきまして、道路運送法の目的に適合するやうに「家用自動車の使用を調整すること」と、本省の権限のところへ規定いたしましたので、その本省の権限を各局が分掌するときは、当然コンクリートになりますから、当然御質問のやうなことになるので、そこまで修正を加える必要はないかと思ひます。

○稲田委員 先ほどの關谷君の動議について採決いたしました。關谷君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕「反対」と呼ぶ者あり
○稲田委員 それで御異議があるやうでありますから、關谷君の動議について採決いたします。關谷君の動議に御賛成の方の御起立を望みます。
〔賛成者起立〕
○稲田委員 多数と認めます。關谷君の動議の通り決定いたしました。よつて討論を省略いたしました、ただちに採決することに決しました。
○船運管の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律案について採決いたします。本案を可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○稲田委員 起立多数。よつて本案

は原案の通り可決いたしました。
○稲田委員 次に港則法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は発言を許します。
○關谷委員 本案につきましては、質疑もないやうでありますから、討論を省略し、ただちに採決せられんことを望みます。
○稲田委員 ただいまの關谷君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○稲田委員 御異議なしと認め、討論を省略し、ただちに採決いたすに決しました。
これより港則法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。
〔総員起立〕
○稲田委員 起立総員。よつて本案は原案通り可決いたしました。

○稲田委員 起立総員。よつて本案は原案通り可決いたしました。
なおお諮りいたします。ただいまの両案に対する衆議院規則第八十六條による報告書の作成並びに提出方は委員長に御一任を願ひます。
○稲田委員 この際運輸省の機構改革につきまして、現在内閣委員会で審査中の運輸省の設置法案、及び海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案の二案は、運輸省の機構改革に關連いたします一連の法案でありまして、この運輸委員会といたしまして、重大なる関心を寄せているところであり、して、先般内閣委員会との連合審査をいたし、あるいはまた本委員会でも単独に慎重なる検討を加えたのであります。本日は先般の御意見

をとりまゝとめて、本委員会の意見を決定いたしました、その意見を内閣委員会に申し入れることにいたしましたと思ひます。
それではただいま打合せ会において御発表になりました各党の御意見を、ここに正式に簡単に御発表願ひまして、それを逐次検討し、本委員会の意思を一本にまゝとめて行きたいと思ひます。まず民主自由党の意見の発表をお願いいたします。
○前田(都)委員 私から民主自由党の修正案を朗讀いたします。
運輸省設置法案に対する修正案
運輸省設置法案の一部を次のやうに修正する。
第四條第一項第三十四号「中指名し、又は削る。
四十一号道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)の目的に適合するやうに家用自動車の使用を調整すること。
第六條第一項中「運輸審議会にはかり、その決定を尊重して」を「運輸審議会の意見を徴し、その意見を尊重して」に改める。
第八條第三項を次のやうに改める。
運輸審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
第十四條を次のやうに改める。(兼業の禁止)
第十四條委員は、運輸審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、または商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
第二十條第四項中「運輸審議会の決定」を「運輸審議会の意見」に改める。

をとりまゝとめて、本委員会の意見を決定いたしました、その意見を内閣委員会に申し入れることにいたしましたと思ひます。
それではただいま打合せ会において御発表になりました各党の御意見を、ここに正式に簡単に御発表願ひまして、それを逐次検討し、本委員会の意思を一本にまゝとめて行きたいと思ひます。まず民主自由党の意見の発表をお願いいたします。
○前田(都)委員 私から民主自由党の修正案を朗讀いたします。
運輸省設置法案に対する修正案
運輸省設置法案の一部を次のやうに修正する。
第四條第一項第三十四号「中指名し、又は削る。
四十一号道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)の目的に適合するやうに家用自動車の使用を調整すること。
第六條第一項中「運輸審議会にはかり、その決定を尊重して」を「運輸審議会の意見を徴し、その意見を尊重して」に改める。
第八條第三項を次のやうに改める。
運輸審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
第十四條を次のやうに改める。(兼業の禁止)
第十四條委員は、運輸審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、または商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
第二十條第四項中「運輸審議会の決定」を「運輸審議会の意見」に改める。

第四十六條第二項中「所掌事務」を「港灣及び航路の建設、改良及び保存」に改める。

第五十四條第一項中「分掌させるため」の下に「当分の間、」を加える。

第五十五條第一項中「昭和二十二年法律第九十一号」を削る。

附則第一項但書中「第五十四條、附則第十五項及び附則第十六項」を「第五十四條及び附則第十七項から附則第十九項まで」に、「九月一日」を「八月一日」に、「附則第十七項」を「附則第二十項」に改める。

附則第二項及び附則第十六項を削り、附則第三項を附則第五項とし、以下附則第十五項まで二項ずつ繰り下げ、附則第十七項を附則第二十項とし、以下三項ずつ繰り下げ、附則第二項、附則第三項及び附則第四項として次の三項を加える。「運輸審議会の委員の任命のための事前措置」

二、第九條第一項の規定による運輸審議会の委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

(運輸審議会の最初の委員)

三、この法律施行の際、国会の閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第九條第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで運輸審議会の最初の委員を任命することができる。

四、内閣総理大臣は、前項の規定により運輸審議会の委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について

て両議院の事後の承認を求めなければならない。その承認を経ることができなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、その承認を得ることができなかつた委員を遅滞なく罷免しなければならない。

附則第十七項の次に次の二項を加える。

十八、やむを得ない必要があるときは、運輸大臣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十六條第四項の規定にかかわらず、国会の承認を経ないで陸運局の分室を設置することができる。

十九、運輸大臣は、前項の規定により陸運局の分室を設置したときは、設置の後最初に召集される国会において、当該陸運局の分室の設置について承認を求めなければならない。その承認を得ることができなかつたときは、運輸大臣は、その承認を得ることができなかつた当該陸運局の分室を遅滞なく廃止しなければならない。

以上が民主自由党の本法案に対する修正案であります。皆さんの御同意をお願いいたします。

○田中(兎)委員 共産党の修正意見を述べます。

第一は、第二章第一節である運輸審議会に関する規定を全部削除すること。

第二は、第二十一條に規定してある運輸省參與、これを削除する。

第三番目には、五十二條その他に規定してあるところの陸運局の制度を簡素化して、局制度をやめて、局長などを置かないこと。

第四番目には、海難審判所を独立せる外局とすること。

以上であります。

○稲田委員長 それでは採決に入ります。本修正案につきましては共産党の修正意見に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立少数であります。本修正案は否決に相なりました。

次は民主自由党の修正意見についての採決をいたします。本修正意見に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立多数であります。よつて本修正意見は多数をもつて可決になりました。

なおお諮りいたします。この意見の内閣委員会への申し入れの方法については、委員長に御一任を願います。

○關谷委員 この運輸省の設置法案に對しまして、建設委員会からは港灣局を建設省に移管すべきものなりとの決議をいたしました。内閣委員会へ提出したと傷えられておるのであります。これはいろいろの意味からいたしまして、すでに各委員からその反対意見が述べられておまして、運輸省に存続すべきものであるとの有力なる意見が出て、委員会におきましてはほとんど全会一致になつておるのであります。この運輸委員会におきましては、港灣局というものは絶対この運輸省に存続すべきものとの決議案文等については、委員長に御一任申したい、このように存じます。動議を提出いたします。

○稲田委員長 ただいまの關谷君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なければさよういたします。

○關谷委員 先ほど造船法案につきまして、法制局長から關係筋の意向を傳えられたのであります。問題の点につきましては修正すべきか、また修正するとなればいかなる点を修正するか、その修正原案の作成を理事会に一任せられたいとの動議を提出いたします。

○稲田委員長 ただいまの關谷君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なければさよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後五時二十四分散会

〔參照〕

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案(内閣提出)に関する報告書
港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年八月二日印刷

昭和二十四年八月三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局